

学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

山梨県立白根高等学校

下表は「学校において予防すべき感染症」です。本人の健康の快復と、集団への感染を防ぐため出席停止とします。医師から該当する感染症と診断された場合は、学校を休み療養に努めてください。

出席停止期間の基準は表の通りです。また、病状により医師が他へ感染させる恐れがないと認める場合はこの限りではありません。インフルエンザについては「インフルエンザによる出席停止期間早見表」を確認してください。

登校を開始する際には 様式1（インフルエンザ以外で使用）または様式2（インフルエンザで使用）を担任に提出してください。また、疑いにより、受診した場合も欠席や欠課になりません。その場合は様式3（疑いで使用）を提出してください。ただし、定期試験中の疑いによる欠席の措置はありません。新型コロナウイルス感染症については様式1～7の届け出になります。

表1 学校保健安全法施行規則（令和2年2月施行）に基づく

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発熱した後(発熱した日は0日目、翌日を1日目とし)5日を経過し、かつ、解熱した後(解熱した日は0日目、翌日を1日目とし)2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで(病状により長期あり)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが、痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで 「その他の感染症」は必要があれば校医の意見を聞き出席停止措置をとることができる感染症。(例 感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・ヘルパンギーナ・インフルエンザ菌肺炎球菌感染症・EBウイルス・A型肝炎 等)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	
	腸チフス 及び パラチフス	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	伝染性紅斑(りんご病) 及び 手足口病 その他の感染症	